

門真市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 25 日

門真市教育委員会

教 育 長 富 田 明 徳

門真市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（教諭（指導専任）等）</u> 第3条の2 1～2 略 3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第37条第17項（同法第49条及び第49条の8）</u>において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。 4 <u>第1項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、その職名は、主務教諭（指導専任）とする。</u> 5 <u>前項の場合においては、第3項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> （首席） 第3条の5 1 略 2 <u>首席は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。</u> 3～4 略 （指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭） 第3条の6 1 略 2 <u>指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。</u> 3～4 略 （教務主任等の発令）	<u>（教諭（指導専任））</u> 第3条の2 1～2 略 3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第37条第16項（同法第49条</u>_____<u>）</u>において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。 _____ _____ _____ _____ _____ （首席） 第3条の5 1 略 2 首席は_____、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 3～4 略 （指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭） 第3条の6 1 略 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ<u>教諭、養護教諭及び栄養教諭</u>のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。 3～4 略 （教務主任等の発令）

改正後	改正前
第4条の3 保健主事は、 <u>指導教諭、指導養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>	第4条の3 保健主事は____、 <u>教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u>
2 生徒指導主事及び進路指導主事は、 <u>指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>	2 生徒指導主事及び進路指導主事は、____ <u>教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u>
3 教務主任及び学年主任は、 <u>指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>	3 教務主任及び学年主任は、 <u>教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>
4 司書教諭は、 <u>司書教諭講習を修了し有資格者となつた首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）</u> 、 <u>指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）</u> 又は <u>教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>	4 司書教諭は、 <u>司書教諭講習を修了し有資格者となつた</u> ____ ____ ____ ____ <u>教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>
（その他の主任等）	（その他の主任等）
第4条の4	第4条の4
1 略	1 略
2 前項に規定する主任等は、 <u>指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>	2 前項に規定する主任等は、____ <u>教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第3項の改正規定は、公布の日から施行する。